

第2回 2025 年世界陸上競技選手権大会開催に係る 大会運営組織の設立準備会 議事次第

日 時:2022 年 11 月 24 日 15 時 30 分～
場 所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9 階
(公財)日本陸上競技連盟事務局

1 (公財)日本陸上競技連盟 風間専務理事挨拶

2 設立準備会の中間の整理について

3 意見交換

2025年世界陸上競技選手権大会 大会運営組織の設立準備会 「中間の整理」の主なポイント

2025年世界陸上の成功には、都民・国民から信頼される、しっかりしたガバナンスを確保した大会運営組織の設立が必要不可欠である。

こうした組織の設立に向け、本準備会では、スポーツ団体の組織運営の原則・規範である「スポーツ団体ガバナンスコード」（令和元年スポーツ庁策定）を踏まえ、法律・会計の専門家の助言も得ながら議論、検討を行うこととした。

「スポーツ団体ガバナンスコード」では、適切な組織運営のための役員体制整備や、コンプライアンス強化の取組、法務・会計等体制の構築、適切な情報開示、基本計画の策定等の原則が示されている。

本準備会では、これらの原則を以下の3つの観点で整理し、必要に応じて原則を上回る内容も含め、取組を具体化することとした。

- A コンプライアンスに十分配慮した仕組みの構築
- B 主体的な情報発信
- C 開催ビジョンの作成

この度、これまでの議論・検討を踏まえ、現段階における取組の方向性について、今後の更なる検討事項も含め「中間の整理」としてとりまとめ、報告する。

A コンプライアンスに十分配慮した仕組みの構築

1 役員等の体制整備（本文p.6-7）

<役員等選考委員会の設置>

- ▶外部専門家を含む多様な委員で構成

<役員等選任方針の策定>

- ▶役員等の選任を行うための方針を議論・策定

2 コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス教育の実施等（本文p.9-10）

- ▶弁護士、公認会計士等の外部専門家を含め構成
- ▶職員に加え役員へも継続的に教育を実施

3 法務、会計等の体制構築（本文p.11-14）

<契約・調達の管理>

- ▶適切な契約・調達制度を構築（一定金額以上の場合、入札制度適用等）
- ▶契約・調達管理委員会を設置（外部専門家も参画の上、収支両面において契約内容・プロセス等を監督）

<監査体制等>

- ▶内部監査/監事監査/会計監査人監査による「三様監査体制」を構築
- ▶重層的な第三者チェック（都など公的セクターの関与）を今後検討

4 利益相反取引の適切な管理（本文p.15-16）

- ▶利益相反取引に関し、役職員への継続的な教育や、取引の適正性を管理できる仕組みを今後検討

B 主体的な情報発信

1 積極的な情報発信（本文p.18-19）

- ▶組織の重要な決定プロセスや社会的関心の高い事項について、主体的に発信

2 都民・国民が参画できる仕組み（意見聴取、大会参加等）を検討・構築（本文p.19）

3 情報公開の仕組みについて、公正性の担保を含め、今後検討（本文p.19）

- ▶原則公開を基本に、非公開とする必要がある情報については、その理由を含め整理
- ▶特に契約関係については、民間企業の経営上の視点含め公開可能範囲について整理
- ▶非公開情報についても公正性を担保する仕組みの構築を検討

C 開催ビジョンの作成

- 大会運営組織として、大会の開催ビジョンを掲げた上で、ビジョンに基づき一貫した行動指針や各種計画を構築することが重要（本文p.21-28）
- 健康増進や共生社会の実現等、大会の意義・使命につながる視点も含め、議論・検討の上、ビジョンの方向性を整理 → 大会運営組織へ承継（本文p.21-28）

【最終報告に向けて】

今後、更なる検討が必要な課題について、専門家等へのヒアリングも行いながら議論・検討を進めるとともに、今月18日に国が立ち上げたPT（大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム）や、都が今後立ち上げる有識者会議の検討状況も参考に、最終報告をとりまとめていく。

2025年世界陸上競技選手権大会開催に係る
大会運営組織の設立準備会

中間の整理

2022年11月24日

はじめに

2022年7月14日（日本時間15日）、アメリカ合衆国オレゴン州で開催された陸上競技の国際競技連盟であるワールドアスレティックス（以下「WA」という）のカウンシル会議において、東京が2025年の世界陸上競技選手権大会（以下「2025年世界陸上」という。）の開催地に選ばされました。

2025年に東京で世界陸上を開催することは、世界最高水準の選手による熱戦を間近で見て応援する絶好の機会となるだけでなく、大会を契機として、次代を担う子供達に感動や勇気を贈るとともに、都民・国民のスポーツや健康づくりへの意識を高めるほか、社会や経済の活性化など、数多くのポジティブな影響が期待されます。

こうした意義のある大会を成功させていくには、都民・国民、そしてあらゆるステークホルダーの理解と協力が不可欠です。そのためには、大会を運営していくにあたっての責任と公的な役割を自覚し、適切な準備運営体制を備えた、公正で信頼される大会運営組織を設立することが前提となります。

そこで、本設立準備会では、準備運営体制の構築にあたり必要な事項を取りまとめることを目的として、法律・会計の専門家の助言を得ながら議論・検討を行ってまいりました。

この度、これまでの議論・検討を踏まえ、現段階における取組の方向性について、今後の更なる検討事項も含め「中間の整理」としてとりまとめ、報告します。

設立準備会としての論点整理

2025年世界陸上の大会運営組織に関する議論・検討は、「スポーツ団体ガバナンスコード」を踏まえることとした。

本コードは「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、令和元年にスポーツ庁により策定された。スポーツ団体における適正なガバナンスを確保し、単なる不祥事事案の未然防止にとどまらず、スポーツの価値が最大限発揮されることを目的とし、組織運営の原則・規範となるものである。中央競技団体などを対象に策定されたものであるが、大会運営組織は、都民・国民から信頼されるしっかりとガバナンスの確保が求められるため、これを準用することとした。

本コードに掲げられた諸原則を踏まえ、コンプライアンスに十分配慮した仕組の構築、主体的な情報発信、開催ビジョンの作成の3つの観点から論点整理を行った。

[ガバナンスコードの規定] ※以下の番号は「スポーツ団体ガバナンスコード」の原則の番号と同様

- 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである → C 開催ビジョンの作成
 - 2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである
 - 3 組織運営等に必要な規定を整備すべきである
 - 4 コンプライアンス委員会を設置すべきである
 - 5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである
 - 6 法務、会計等の体制を構築すべきである
 - 7 選手、指導者等の間の紛争解決を適切に管理すべきである
 - 8 利益相反を適切に管理すべきである
 - 9 通報制度を構築すべきである
 - 10 懲罰制度を構築すべきである
 - 11 危機管理・不祥事対応体制を構築すべきである
 - 12 地方組織等に対するガバナンスを確立すべきである
- A コンプライアンスに十分配慮した仕組みの構築
- B 主体的な情報発信

※ガバナンスコード原則11「選手、指導者等の間の紛争解決」及び13「地方組織等に対するガバナンス」は、大会運営組織には馴染まない。また、原則10「懲罰制度」及び12「危機管理・不祥事対応体制」は、A コンプライアンスに十分配慮した仕組みの構築の論点に内包

目次

| | |
|-------------------------------------|-----|
| A コンプライアンスに十分配慮した仕組みの構築 | P 5 |
| 原則 2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | P 6 |
| 原則 3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである | P 8 |
| 原則 4 コンプライアンス委員会を設置すべきである | |
| 原則 5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | P 9 |
| 原則 9 通報制度を構築すべきである | |
| 原則 6 法務、会計等の体制を構築すべきである | P11 |
| 原則 8 利益相反を適切に管理すべきである | P15 |
| | |
| B 主体的な情報発信 | P17 |
| 原則 7 適切な情報開示を行うべきである | P18 |
| | |
| C 開催ビジョンの作成 | P20 |
| 原則 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | P21 |

A
コンプライアンスに
十分配慮した仕組みの構築

●原則 2 に関するガバナンスコードでの指摘

- ・従来、スポーツ団体の運営を担う役員人事を巡っては、派閥・学閥や年功序列等による組織的慣行が存在
- ・しかし、理事については、資質や能力を適切に確認するとともに、多様な意見を反映できる構成とすることが重要

●原則 2 を世界陸上・大会運営組織に適用するにあたっての委員等からの意見

- ・役員等がないと大会運営組織設立にあたって必要な定款等も作成できない。
役員等の選任は早期に進める必要がある
- ・役員等の選考に関して公平に選任するために、外部有識者を加えた役員等選考委員会を設置すべき
- ・理事、監事といった役員だけではなく、評議員も役員等選考委員会で選考することも考えられる
- ・役員等選考委員会の委員について、独立性だけではなく、年齢や性別、職業等の多様性を勘案することも重要である

●大会運営組織設立に向けた現段階の考え方

<役員等選考委員会>

- ・大会運営組織設立に向け、設立時の役員及び評議員を公正かつ適切に選任するため、役員等選考委員会を早期に設置する
- ・役員等選考委員会は、外部専門家を含む多様な委員で構成する

<役員等選任方針>

- ・役員等選考委員会において、ガバナンスコードに定めた外部理事の目標割合（25%以上）、女性理事の目標割合（40%以上）を達成することを前提に、より適切な役員（理事・監事）及び評議員の選任を行うための方針（「役員等選任方針」という。）を議論し、策定する。

<理事会等の規模>

- ・理事会の規模が過大になると、重要な役割・職責に対する各理事等の自覚が希薄化し、活発な議論が行われにくくなり、会議体として機能不全に陥るおそれがあることから、実効性を担保するための適正規模を検討する。

原則 3

組織運営等に必要な規程を整備すべきである

●原則 3に関するガバナンスコードでの指摘

- ・法人形態や事業内容によって適用される法令は異なるが、いかなる法令でも遵守できる体制を構築することが必要
- ・組織運営に必要な規程を設けることにより、意思決定の公正性や透明性を確保することが可能となる。

●原則 3を世界陸上・大会運営組織に適用するにあたっての委員等からの意見

- ・設立準備会での議論、各種法令、ガバナンスコード等を踏まえて、大会運営組織が設立される前に、着実に各種規程類の整備を行うことが必要

●大会運営組織設立に向けた現段階の考え方

- ・法人設立や運営に必要な規程（定款、事務局規程、会計処理規程等）を整理・公表
- ・加えて、コンプライアンスや利益相反、契約・調達、内部通報、情報公開等、設立準備会や作業部会の議論を踏まえて、公正性や透明性の向上に必要な規程を整理・公表

原則 4

コンプライアンス委員会を設置すべきである

原則 5

コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである

原則 9

通報制度を構築すべきである

●原則 4・5・9に関するガバナンスコードでの指摘

- ・スポーツ団体においては、役職員等による不適切な会計処理などにより、信頼が損なわれる事案が発生
- ・コンプライアンスの実践は、スポーツ団体が多様なステークホルダーや国民・社会からの信頼を得て、安定的かつ持続的に組織運営を行う上での基盤
- ・ガバナンスコードでは、コンプライアンス委員会の定期開催によりコンプライアンス強化に係る計画策定、状況点検等とともに役職員へのコンプライアンス教育の実施を規定

●原則 4・5・9を世界陸上・大会運営組織に適用するにあたっての委員等からの意見

- ・コンプライアンス委員会について、大会運営組織から独立させるのか内部に置くか、通報制度とも併せて検討が必要
- ・通報制度は、組織内部の通報により違法行為を未然に防止するものであり、外部の法律事務所等、独立性を確保することが重要。一方で、法律事務所の活用にはコストを要するため、コンプライアンス委員会を窓口とする方法もある

●大会運営組織設立に向けた現段階の考え方

<コンプライアンス委員会>

- ・コンプライアンス委員会を設置する
- ・弁護士、公認会計士等を構成員とする

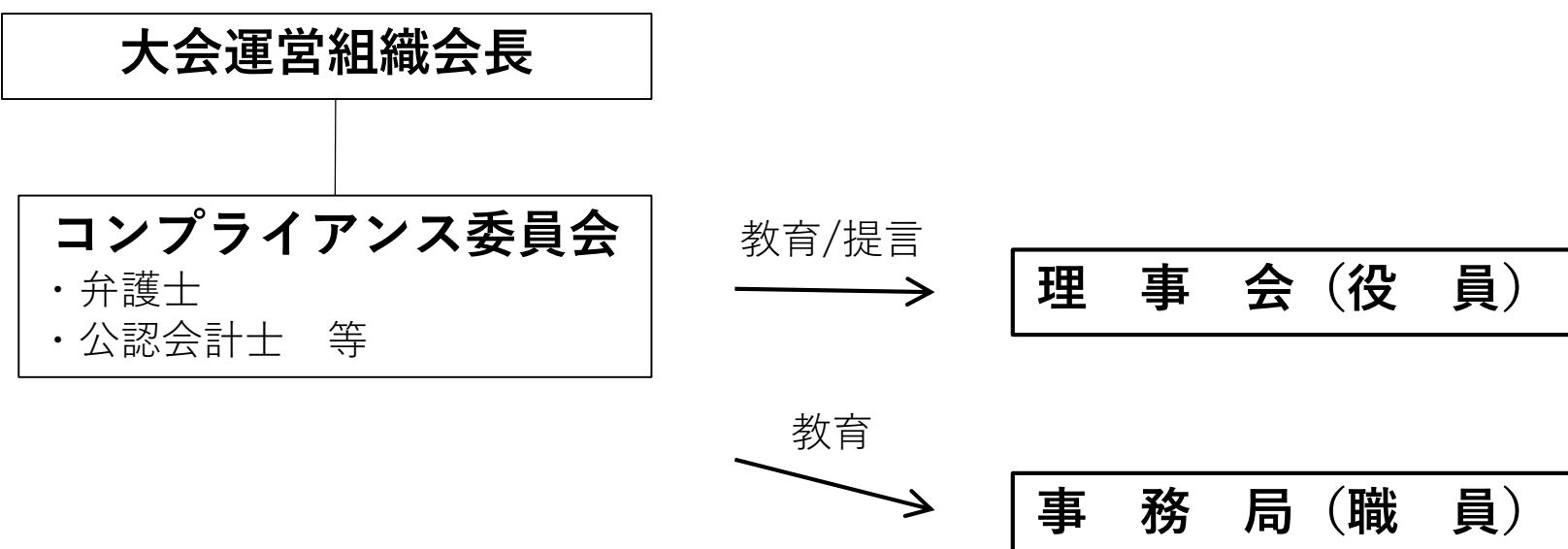
<コンプライアンス教育>

- ・職員だけでなく役員も含め、コンプライアンス委員会による継続的なコンプライアンス教育を実施

<通報制度>

- ・通報制度については、内部の違反行為又はこれに関連する違反行為を早期に発見し、自浄作用を機能させるという重要な役割がある。通報窓口を有効に機能させるために、その独立性、中立性等を考慮の上、設置場所について、引き続き検討

(イメージ図)



原則6 法務、会計等の体制を構築すべきである

●原則6に関するガバナンスコードでの指摘

- ・スポーツ団体は、公的資金による支援を受けているほか、多くのステークホルダーからの登録料、協賛金、寄付金等の資金も受領して活動しており、それらの資金の使途については、極めて高い公正性と透明性の保持が必要

●原則6を世界陸上・大会運営組織に適用するにあたっての委員等からの意見

<契約・調達の管理>

- ・外部の有識者を含む委員会を設置し、契約・調達の経過を監督する体制が必要
- ・入札等実施前にチェックする視点だけでなく、入札手続き等を含めその後の契約締結に至るプロセスをチェックする視点もある。
- ・支出面だけでなく、スポンサー契約といった収入面を含めた仕組みの検討が必要
- ・支出金額別の契約手法の設定や第三者委員会における監督範囲など、業務が滞らないようにする視点も重要

<監査体制>

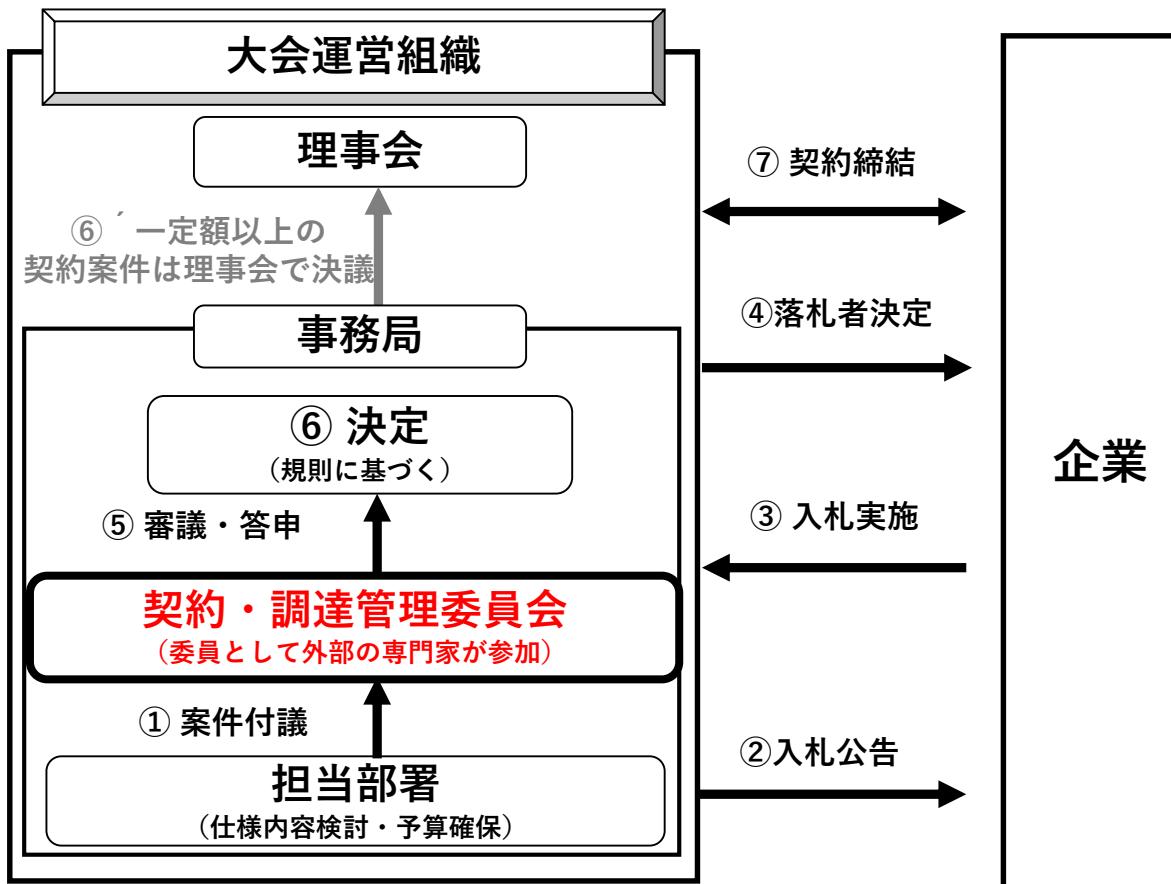
- ・監事の機能・大会運営組織内部のチェック機能・内部けん制機能をいかに有効に保つかということが重要
- ・組織体制だけでなく、問題発生時の対応を定めた規程や管理マニュアルが必要

●大会運営組織設立に向けた現段階の考え方

<契約・調達の管理>

- ・契約・調達は、行政の仕組みを参考に、一定金額以上の案件に入札を適用する等、契約・調達制度を構築
- ・外部の専門家を含む契約・調達管理委員会を設置し、契約と調達を、収入・支出の両面において内容・プロセス等を監督する

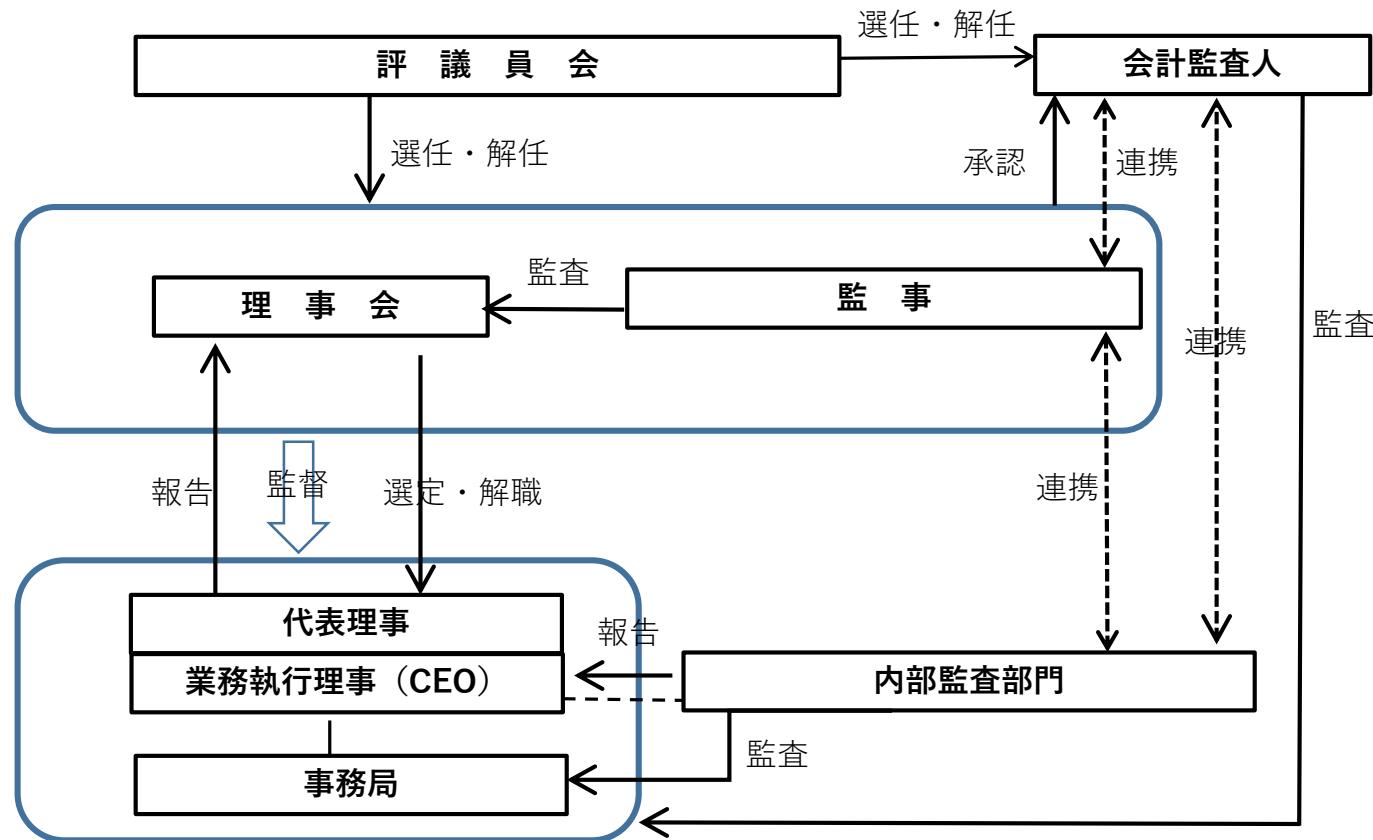
(イメージ図)



<三様監査体制の構築>

- ・会計監査人を、適切な会計処理をより強力な体制で担保するため設置する（大会運営組織では、法令上の根拠の有無に関わらず、体制強化の観点から設置する）
- ・内部監査/監事監査/会計監査人監査の連携による「三様監査体制」を構築する
- ・監査の実効性を高めるべく、監事や内部監査の連携体制について引き続き検討する

(イメージ図)



«その他継続検討事項»

○重層的なチェックの在り方

- ・契約・調達管理委員会の開催や三様監査体制の構築等により組織としての自立的なチェック機能を確保しつつ、適正な準備運営体制の構築に関し、東京2020大会の共同実施事業管理委員会等を参考に、第三者的なチェック機能として、都など公的セクターの関与を今後検討

原則8 利益相反を適切に管理すべきである

●原則8に関するガバナンスコードでの指摘

- ・国民・社会からの信頼を醸成するためには、利益相反へ適切に対応することが重要であり、法令上の要求を踏まえ、スポーツ団体における利益相反への適切な対応が必要
- ・一方、どのような取引が利益相反関係に該当するか、どのような価値判断に基づき利益相反取引の妥当性を検討すべきか、基準が必ずしも明確ではないことから、規程等を定め、利益相反の適切な管理を実践することが重要

●原則8を世界陸上・大会運営組織に適用するにあたっての委員等からの意見

- ・利益相反取引は、取引自体が禁止されているものではないが、法令上の問題がないことが組織運営上問題ないということではないため、組織として利益相反取引の範囲をどの程度定義するか検討が必要
- ・利益相反取引の規程を策定することに加え、行動規範やコンプライアンス規程などを策定し、コンプライアンスに関する教育が必要

●大会運営組織設立に向けた現段階の考え方

- ・法令上定義されている利益相反取引に加え、適切な該当範囲等を定めた利益相反取引に関する規程を日本サッカー協会等の事例も参考に検討
- ・利益相反取引に関し、役職員への継続的な教育や取引の適正性を管理できる仕組みを検討

(参考) 公益財団法人日本サッカー協会 利益相反取引等管理規則（抄） ※公益財団法人日本サッカー協会のホームページより引用

（目的）

第1条 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の利益相反取引及び競業取引（以下「利益相反取引等」という。）を適切に管理するため必要な事項を定め、本協会の事業が公正に行われることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規則の適用対象者は、以下の各号の全てとする（以下、本規則において「役職員」という。）。

（1）定款第16条に定める評議員

（2）定款第25条第1項に定める役員（理事及び監事）

（3）就業規則第3条第1項に定める職員（正職員、契約職員、再雇用職員及びパートタイム職員）

（利益相反取引等の定義）

第3条 本規則において、利益相反取引等とは次の各号に掲げる行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとし、また、その行為の種類を問わない。

（1）役職員、役職員の配偶者及び一親等の親族並びにこれらの者が代表者を務める法人（評議員が代表者を務める加盟団体及び加盟チームを除く。以下、「役職員等」という。）が、自己又は第三者のために行う本協会の事業の部類に属する取引。

（2）役職員等が、自己又は第三者のために本協会と直接行う取引。

（3）本協会が役職員等の債務を保証すること、その他役職員等以外の者との間において本協会と当該役職員等との利益が相反する取引。

（役職員の義務）

第4条 本協会の評議員が、利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある

取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に専務理事の承認を得なければならない。

2 本協会の役員が、利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に理事会の承認を得なければならない。

3 本協会の職員が、利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に専務理事の承認を得なければならない。

4 本協会の役職員は、事情の変更により利益相反取引等が生じる場合には速やかに本協会に報告するものとする。その場合は、第1項及び第2項に準じて承認を得なければならない。

（考慮要素）

第5条 前条第1項又は第2項に定める承認の申請を受けた者は、以下を含めた諸要素を考慮した上で、取引が本協会の利益になると総合的に判断した場合には、当該申請を承認することができる。

- （1）当該取引が本協会にとって必要不可欠であること
- （2）当該取引が本協会の利益を最大化できる見込みであること
- （3）当該取引により当該対象者が不当に利益を得ているとはいえないこと
- （4）当該取引により本協会の公平性に疑惑が生じるとはいえないこと

（適切な利益相反取引管理）

第6条 本協会の役職員は、自己以外の役職員等の利益相反取引等を発見した場合には、速やかに本協会に報告し、本協会において適切な利益相反取引等の管理が行われるよう努める。

B

主体的な情報発信

●原則7に関するガバナンスコードでの指摘

- ・スポーツ団体は、多くのステークホルダーと関わり、大きな社会的影響力を有することから、国民・社会に対して適切な説明責任を果たすことが求められる
- ・このような観点から、スポーツ団体は、組織運営の透明性を確保し、適正なガバナンスを実現するとともに、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を主体的に開示することが重要

●原則7を世界陸上・大会運営組織に適用するにあたっての委員等からの意見

- ・法律で定められている事項は当然として、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項についても公表を検討していく必要あり
- ・公表は大事だが、商取引における秘密は守られる必要がある。例えば、契約の観点からいえば、入札の場合、応札者数は公開しても問題ないが、落札金額等の公開は、取引相手との信頼関係を損ねる恐れがあり、慎重な対応が必要ではないか。
- ・情報開示ができるだけ進めるべきという意見が様々ある中で、事業者間の秘密保持契約による制約もある。公正性を担保するため、三様監査体制や契約・調達管理委員会等、第三者によるチェックの過程を公表するなどしてはどうか。

●大会運営組織設立に向けた現段階の考え方

- ・法定事項に加え、役員報酬・会計等の組織運営に関する各種規定、理事会の意思決定プロセス等、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項を積極的に発信
- ・意見聴取や大会参加等といった都民・国民が参画できる仕組みを構築
- ・公正性を担保できる情報公開の仕組みを今後検討
(検討に当たっての視点)
 - ・原則公開を基本としつつ、非公開とする必要がある情報については、その理由を含め考え方を整理
 - ・特に、契約関係の情報については、民間企業の経営上の視点等も含め、公開可能な情報範囲について整理するとともに、非公開情報についても、その公正性を担保できる仕組みの構築を検討

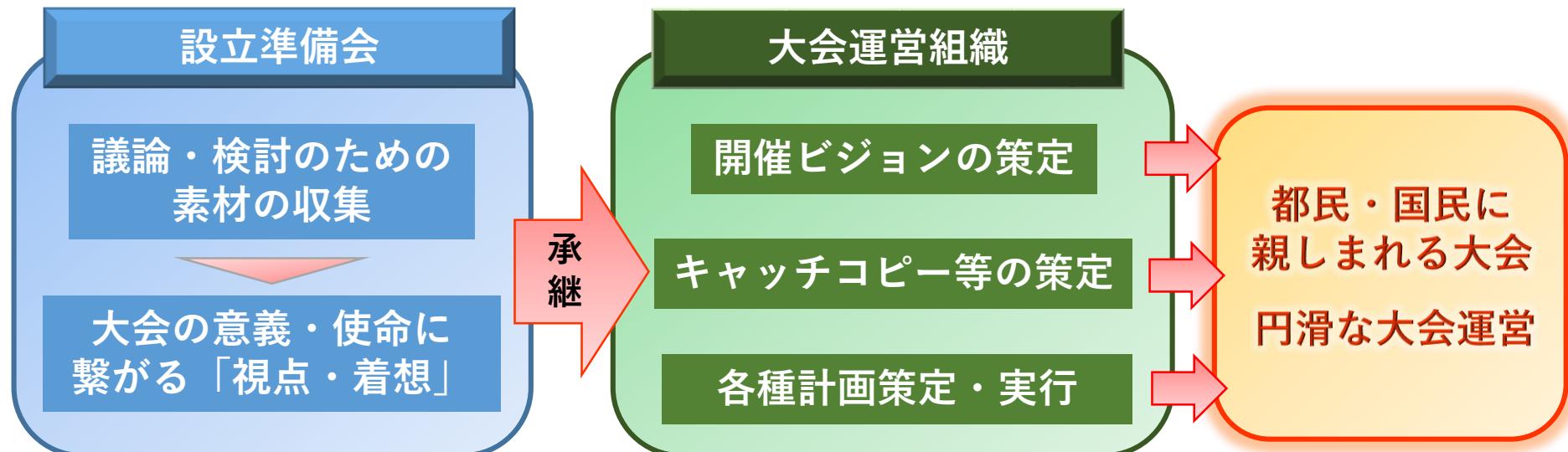
C 開催ビジョンの作成

原則 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである

●求められる背景

2025年世界陸上を**都民・国民に親しまれる大会**とし、
また**円滑な大会運営**を推進するためには、
大会運営組織として、**大会の開催ビジョン(将来のあるべき姿)**を掲げた上で、
ビジョンに基づき一貫した行動指針や各種計画を構築することが重要

大会運営組織設立及び開催ビジョンの策定に先立ち、
設立準備会にて、開催ビジョンの議論・検討のための素材を収集し、
大会の意義・使命に繋がる「視点」や「着想」などを、大会運営組織に承継する



●大会概要の確認

概要

- 主 催：ワールドアスレティックス（WA／世界陸連）
- 会 期：2025年8～9月
- 会 場：東京・国立競技場
- 参加国数：約210カ国・地域
- 選 手 数：約2,000名
- 種 目 数：49種目（男子24種目、女子24種目、男女混合1種目）

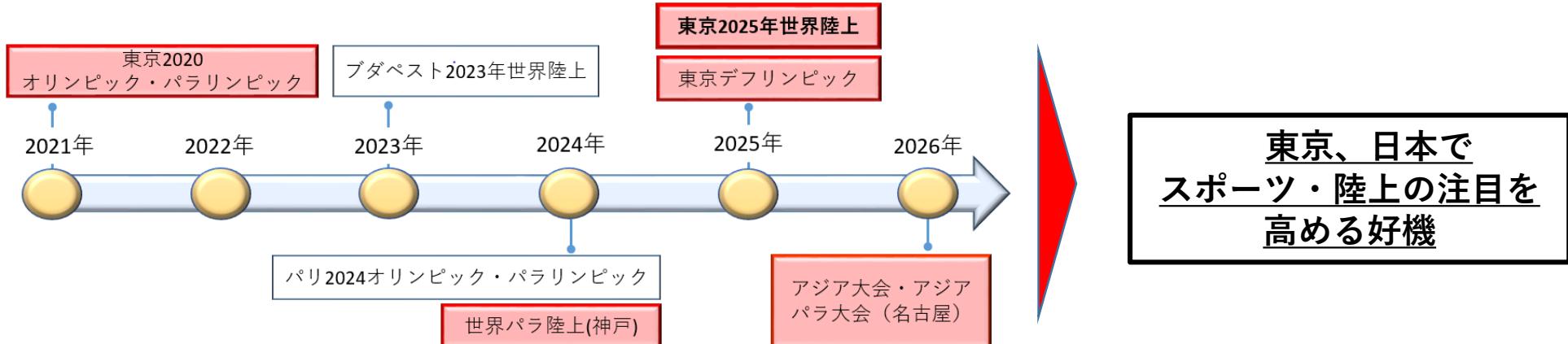
<ポイント>

- 200を超える国・地域から**2,000名**のトップアスリートが集まる
世界最高峰の陸上競技大会
- 東京2020大会で無観客であった**国立競技場での有観客開催**
- 東京では、1991年大会以来**2回目**の開催。複数開催は、第1回開催都市であるヘルシンキ（フィンランド）と並び、**史上2都市目**。大阪2007大会と合わせて日本としては3回目の開催となり、国単位では**史上最多**。

●大会を取り巻く環境

国際的スポーツ大会のスケジュール

- 2025年世界陸上を挟み、3年連続で陸上競技に関連する国際スポーツ大会が日本で開催
- 2025年は、東京で世界陸上に加え、デフリンピックを開催



日本国内での国際的スポーツ大会をめぐる情勢

- 東京2020大会は、大会史上初の延期という困難を乗り越え、都民・国民をはじめ関係者の協力を得て、2021年夏に開催が実現された。
- 一方で、大会の開催にあたっては、ポジティブなもの、ネガティブなものも含め、様々な意見が寄せられてきた。

【ポジティブ事例】

- ・スポーツが世界全体にポジティブなインパクトを与えることが出来ることを示した。
- ・コロナ禍での開催は、東京、日本だからこそ出来た。
- ・日本人ボランティアが本当に素晴らしいかった。

【ネガティブ事例】

- ・東京五輪の無観客について本当に残念。子供達に見せたかった。
- ・ガバナンスに改善の余地があった。

東京2020大会の経験を踏まえ
スポーツを見る人も、する人も、支える人も
誇れる環境を整備する契機

●各主体の取組 -ワールドアスレティックスの計画・方針-

STRATEGY FOR GROWTH (2020年1月、WA) より抜粋

○ 6つの主要な取組

- ・陸上競技の魅力を高める革新的な取り組みを行う
- ・世界中の子供たちが陸上競技に参加できる機会を設ける
- ・陸上競技に参画する人材の輪を広げる
- ・陸上競技のファンを理解し、魅了する
- ・陸上競技を通じて、様々なグローバル活動に参画する
- ・成長に向けて関係団体等と有意義な提携を推進していく

WORLD PLAN FOR ATHLETICS (2021年11月、WA) より抜粋

○ ビジョン

“陸上競技とアスリートが持つ力とアクセシビリティを活用し、
より健康的で相応しい世界を実現する”

○ ミッション

GROW — 陸上競技というスポーツを成長させ、人々の生活や地域社会の生活に根付かせる。

INSPIRE — 才能あるアスリートが世界を楽しませ、感動させることができるように、グローバルで魅力的でアクセスしやすい大会、イベント、アクティビティを確立する。

LEAD — 勇敢なリーダーシップの下、世界中で陸上競技を広めるパートナーシップを尊重し、ガバナンスの利いたスポーツ団体の最良の例を示す。

●各主体の取組 -日本陸連の計画・方針-

JAAF VISION 2017（2017年5月、日本陸連）より抜粋

陸上競技の価値

陸上競技はすべてのスポーツの基礎

シンプルだからこそ人々に感動と共感を与える

アクティブなライフスタイルを実現

ミッション

国際競技力の向上

ウェルネス陸上の実現（すべての人がすべてのライフステージにおいて陸上競技を楽しめる環境をつくる）

招致における考え方

○東京2025世界陸上を象徴化する3S

Spectacular：満員の国立競技場

Superb：経験とノウハウを生かしたハイレベルな競技会運営

Synergetic：過去・現在・未来を統合し、陸上の力を拡張

日本陸連のプレスリリース（2022年5月25日付）より抜粋

【開催意義】

- ①アスリートの活躍や感動を体感
- ②日本・東京のプレゼンス向上
- ③経済の活性化（日本陸連試算 経済波及効果：約500億円）

【大会を契機とした取組】

大会後にレガシーが残せるよう、関係者と連携して実現を検討

- ・日本陸連主催大会への都民観戦招待
- ・アスリートとの交流
- ・子供たちの観戦招待
- ・練習会場を子供たちが見学
- ・東京2020大会を経験したボランティアの参画
- ・運営補助ボランティアへの中高生の参画
- ・陸上・ランニング教室の開催

●各主体の取組 -東京都のスポーツ関連計画・方針-

「未来の東京」戦略（2021年3月、東京都政策企画局）より抜粋

都が目指す2040年代の20の「ビジョン」

子供、教育、女性活躍、長寿、働き方、多様性、コミュニティ、防災、暮らしの安心、まちづくり、交通ネットワーク、スマート東京、ビジネス・研究開発、スタートアップ、産業、水と緑、環境都市、文化・エンターテインメント、**スポーツ**、全国連携

TOKYOスポーツレガシービジョン（2022年1月、東京都旧オリンピック・パラリンピック準備局）

東京2020大会の成果を今後どうスポーツの振興に活かし、都市の中で根付かせていくか、その姿を示すためとりまとめたもの。

(以下、ビジョンに記載されている今後の取組より抜粋)

<国際スポーツ大会の誘致・開催>

- ・スポーツの力に触れる場を広げる
- ・国際スポーツ都市・東京の魅力をPR
- ・子供たちがトップアスリートの活躍に触れ、スポーツの価値を学ぶ場を提供
- ・間近で国際スポーツ大会を観戦しスポーツへの関心を高める場を都民に提供

<東京のアスリートの活躍>

- ・東京のアスリートを強化し、競技力向上の成果を、アスリートの地域での活躍に活かす
- ・スポーツの裾野拡大やスポーツ実施率の向上につなげていく

<ボランティア文化の定着>

- ・スポーツ分野の活動機会の確保
- ・各学校でのボランティア活動の実施

●各主体の取組 -国のスポーツ関連計画・方針-

第3期スポーツ基本計画（2022年3月、スポーツ庁）より抜粋

- 1 東京オリ・パラ大会のスポーツレガシーの継承・発展に資する重点施策
 - ・持続可能な国際競技力の向上 ・共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進
 - ・スポーツを通じた国際交流・協力 ・大規模大会の運営ノウハウの継承
 - ・地方創生・まちづくり ・スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保
- 2 スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策
 - ・スポーツを「つくる／はぐくむ」 ・スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
 - ・スポーツに誰もがアクセスできる
- 3 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策
 - ①多様な主体におけるスポーツの機会創出 ②スポーツ界におけるDXの推進
 - ③国際競技力の向上 ④スポーツの国際交流・協力 ⑤スポーツによる健康増進
 - ⑥スポーツの成長産業化 ⑦スポーツによる地方創生、まちづくり
 - ⑧スポーツを通じた共生社会の実現 ⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
 - ⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材 ⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保
 - ⑫スポーツ・インテグリティの確保

●2025年世界陸上の大会の開催ビジョン策定に向けて

2025年世界陸上は、WA、日本陸連、東京都、国の各主体がそれぞれ掲げる計画・取組を推進する絶好の機会であり、「**陸上競技の魅力**」及び「**世界陸上の特色**」を踏まえ、**大会の意義・使命**につながる「**視点**」や「**着想**」などを、大会運営組織に承継する

陸上競技の魅力

- 運動の原体験
(走る・跳ぶ・投げる)
- アクセシビリティ
(いつでも、誰でも)
- 健康的 など



世界陸上の特色

- 世界最高峰 □世界中で放映
- 選手2,000名 □200以上の国・地域
- 多数のボランティア参加
- 新しい国立競技場で開催
- 男女平等（競技数同一） など

今後、設立準備会・作業部会で
スポーツや陸上競技の発展に加え、
**健康増進や共生社会の実現、経済の活性化等の「視点」「着想」などを
幅広に議論していく**

最終報告に向けて

以上の通り、本準備会の現段階の検討の成果として、

- A コンプライアンスに十分配慮した仕組みの構築
- B 主体的な情報発信
- C 開催ビジョンの作成

の3つの観点から、中間の整理を行った。

具体的な取組について、「スポーツ団体ガバナンスコード」の原則を踏まえ方向性を整理しつつ、特にコンプライアンスの面で、原則を上回る取組として、適切な役員等の体制整備に向けた「役員等選任方針」の策定や、契約内容・プロセス等を監督する「契約・調達管理委員会」の設置なども盛り込んだ。

一方、契約管理面における、スポンサー契約といった収入面も含めた仕組みの検討や、情報公開の仕組みの検討など、更なる検討が必要な課題も残されている。

今後、専門家等へのヒアリングも行いながら議論・検討を進めるとともに、今月18日に国が立ち上げたPT（大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム）や、都が今後立ち上げる有識者会議の検討状況も参考に、最終報告をとりまとめていく。